

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 規則
○知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則 一
- 訓令
○福島県政策監会議規程の一部を改正する訓令 一
- 福島県副知事の担任意務に関する規程 二
- 政策調整会議運営規程の一部を改正する訓令 二
- 福島県企画推進室運営等規程の一部を改正する訓令 二

規 則

知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則をここに公布する。

平成二十七年三月二十七日

福島県知事 内堀雅雄

福島県規則第五十号

知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百五十二条第一項の規定により、知事の職務を代理する副知事の順序を次のように定める。

第一順位 副知事 鈴木正晃

第二順位 副知事 畠利行

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

（行政経営課）

訓 令

福島県訓令第十九号

福島県政策監会議規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成二十七年三月二十七日

福島県政策監会議規程の一部を改正する訓令

福島県政策監会議規程（平成十五年福島県訓令第十六号）の一部を次のように改正する。

第二条各号列記以外の部分中「直轄理事、知事公室長、」を削り、「及び企画調整部政策監」「及び知事公室長、企画調整部政策監」に改め、同条第一号中「生活環境部」を「危機管理部、生活環境部」に改める。
第四条第二項中「直轄理事」を「知事公室長」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十七年四月一日から施行する。

（広報課）

福島県訓令第二十号

福島県副知事の担任意務に関する規程を次のように定める。
平成二十七年三月二十七日

福島県知事 内堀雅雄

福島県副知事の担任意務に関する規程

（担任意務）

第一条 副知事の担任意務は、次に掲げる事項とする。

一 共管事務

ア 県の重要施策及び重要事業に関すること。

イ 復興・再生に関すること。

ウ 組織、人事及び予算編成に関すること。

エ その他知事が指定する事項に関すること。

二 副知事鈴木正晃の担任意務

ア 総務部（公立大学法人に関するものを除く。）、危機管理部、企画調整部、生活環境部及び出納局に関すること。

イ 議会、教育委員会、公安委員会、選挙管理委員会、監査委員及び人事委員会との連絡調整に関すること。

三 副知事畠利行の担任意務

ア 総務部（公立大学法人に関するものに限り。）、保健福祉部、商工労働部、農林水産部及び土木部に関すること。

イ 企業局、病院局、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会及び内水面漁

本庁機関 出先機関

福島県知事 内堀雅雄

本庁機関 出先機関

場管理委員会との連絡調整に関すること。
(担任の特例)

第二条 前条に規定する担任事務以外の事務については、その都度、知事が定める。
2 副知事のいずれかに事故があるとき又は副知事のいずれかが欠けたときは、その担任事務は、他の副知事が担任する。

附 則

この訓令は、平成二十七年四月一日から施行する。

(行政経営課)

福島県訓令第二十一号

本 庁 機 関
出 先 機 関

政策調整会議運営規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十七年三月二十七日

福島県知事 内 堀 雅 雄

政策調整会議運営規程の一部を改正する訓令

政策調整会議運営規程(昭和三十二年福島県訓令第6号)の一部を次のように改正する。

第二条各号列記以外の部分中「直轄理事、」を削り、同条第二号中「生活環境部長」を「危機管理部長、生活環境部長」に改め、同条第四号中「第二十二條の二」を「第二十二條の二第一項」に改める。

第五条第四項中「ときは」の下に「、知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則(平成二十七年福島県規則第五十号)に規定する順序に従い」を加える。

附 則

この訓令は、平成二十七年四月一日から施行する。

(企画調整課)

福島県訓令第二十二号

本 庁 機 関
出 先 機 関

福島県企画推進室運営等規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十七年三月二十七日

福島県知事 内 堀 雅 雄

福島県企画推進室運営等規程の一部を改正する訓令

福島県企画推進室運営等規程(平成六年福島県訓令第6号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項第二号を削り、同項第三号を同項第二号とし、同項第四号中「総務部主幹」の下に「、総務部知事公室政策調査課主幹、危機管理部主幹」を加え、同号を同項第三号とし、同項第五号を同項第四号とし、同項第六号を同項第五号とする。

附 則
この訓令は、平成二十七年四月一日から施行する。

(企画調整課)